

平成24年川俣町議会第5回定例会会議録

平成24年川俣町議会第5回定例会は、3月8日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第1号 例月出納検査結果報告について

報告第1号 寄附採納報告

報告第2号 専決処分の報告について

(専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び
福島県市町村総合事務組合規約の変更について)

議案第4号 川俣町暴力団排除条例(説明)

議案第5号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例(説明)

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(説明)

議案第7号 川俣町福祉センター条例を廃止する条例(説明)

議案第8号 町道路線の認定について(説明)

議案第9号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例(説明)

議案第10号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(説明)

議案第11号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第9号)(説明)

議案第12号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(説明)

議案第13号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)(説明)

議案第14号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(説明)

議案第15号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算(第4号)(説明)

議案第16号 平成24年度川俣町一般会計予算(説明・質疑)

議案第17号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算(説明・質疑)

議案第18号 平成24年度川俣町介護保険特別会計予算(説明・質疑)

議案第19号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算(説明・質疑)

議案第20号 平成24年度川俣町水道事業会計予算(説明・質疑)

議案第21号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算(説明・質疑)

議案第22号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算(説明・質疑)

議案第23号 平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算(説明・質疑)

議案第24号 平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算(説明・質疑)

議案第25号 平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算(説明・質疑)

議案第26号 平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算(説明・質疑)

議案第27号 平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算(説明・質疑)

議案第28号 平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算(説明・質疑)

議案第29号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について(審議採決)

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について(審議採決)

追加日程

発議第 8 号 平成 2 4 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置に関する決議

◎開会及び開議の宣告

- 議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定数に達しておりますので、平成24年第5回川俣町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

- 議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 嶋原利光君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

- 議長（新関善三君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。
議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河清君） 皆さん、おはようございます。本定例会の会期及び審議日程につきまして、去る3月7日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期は本日から24日までの17日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願、陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果報告、寄附採納報告、専決処分の報告を受けます。その後、一般議案7件の提案内容説明、平成23年度一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の補正予算5件及び平成24年度一般会計、国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成特別会計、各財産区特別会計の当初予算13件について、提案内容の説明を受けることにします。その後、人事同意2件について、提案内容の説明を受けた後、審議、採決をしていただき、午後4時30分頃散会の予定であります。本会議終了後は、各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いをいたしたいと思っております。第2日目の9日、金曜日は、議案調査のため休会といたします。第3日目の10日は土曜日、第4日目の11日は日曜日のため休会といたします。第5日目の12日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時頃散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。第6日目の13日、火曜日は、休会としますが、午後1時から各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第7日目の14日、水曜日は、午前10時に本会議を開議し、12日に引き続き一般質問を行います。一般質問は3名の方を予定しております。本会議終了後は、一般議案7件と平成23年度補正予算5件の質疑、討論、採決を行います。第8日目の15日、木曜日と第9日目の16日、金曜日は、休会といたします。第10日目の17日は土曜日、第11日目の18日は日曜日のため休会といたします。第12日目の19日、月曜日は休会としますが、午後1時から各常任委員会を開催してい

ただき、付託案件等の審査をお願いいたします。第13日目の20日は祝日のため、休会といたします。第14日目21日、水曜日と第15日目22日、木曜日、第16日目23日、金曜日は、休会といたします。本定例会最終日であります第17日目の24日、土曜日は、午前10時から議会運営委員会等を開催いたします。その後、本会議を午後1時に開議し、各常任委員長から請願、陳情の審査結果、付託議案の審査結果について報告を受けた後、平成24年度当初予算13件の討論、採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらをすべて議了して、午後5時頃閉会の予定であります。なお、当初予算審査特別委員会の設置が予定されておりますので、第8日目の15日、木曜日、第9日目の16日、金曜日、第10日目の17日、土曜日、第14日目21日、水曜日、第15日目22日、木曜日、第16日目23日、金曜日の午後を審査にあてたいと考えておりますことを申し添えまておきたいと思ひます。

以上のおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。報告を終わります。

○議長（新関善三君） ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって会期は、17日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手もとに配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。本日、ここに、平成24年第5回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が2件、議案は、一般議案が7件、補正予算が5件、平成24年度一般会計など当初予算が13件、人事同意が1件の計26件、諮問が1件でございますが、これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、東日本大震災に関して申し上げます。

昨年3月11日、午後2時46分に発生いたしました地震、津波による東京電力福島第一原子力発電所事故からまもなく1年が経過しようとしておりますが、この東日本大震災によって犠牲となられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。巨大地震、そして原発事故は、本町にも大きな被害を及ぼし、特に原発事故による放射性物質の拡散によって、浜通り地方からの避難者の対応に追われる中、山木屋地区が「計画的避難区域」の指定を受け、地区の皆さん全員が住みなれたふるさとを離れ、避難生活を余儀なくされております。原発事故の収束の目途も立たない中、放射性物質に汚染された本町

は、全町民、全産業が大きな被害を受け、町内全域にわたって健康不安、食の安全、風評被害等々、私達の日常生活に甚大なる影響を及ぼし、これらの被害は、収まるどころか拡大する恐れさえもあります。このような中、去る3月4日、原発事故発生1年を前に、町挙げて町と町議会が一体となって、原発事故によるあらゆる分野における被害からの復旧・復興を図るため、また、完全なる補償、賠償を国及び東電に求めるため、町議会と共催による「原発事故被災町民大会」を開催いたしました。議会との共催によって、初期の目的に沿って進むことが出来る大会になりましたことに、心からお礼申し上げます。今後は、本大会において発表された町民代表の復興へ向けた熱い思いや山木屋中学校の合唱を通じた山木屋地区の一日も早い復帰と元気に満ちた安心して暮らせる地域を取り戻したいという歌に込められた強い希望、そして、全員で確認した10項目の決議をしっかりと受け止めてまいります。更に、次の世代引き継ぐべき豊かな川俣町の自然や伝統を守り、未来に希望を持てる社会生活環境を再構築するため、京都大学岡田知弘教授から教示されました未曾有の被害を出し続ける東日本大震災の現状認識を強くもって、町議会と一体となって、復旧・復興に全力を傾注してまいりますので、議員各位には一層のご指導、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、議案第16号の平成24年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。国の平成24年度予算の編成にあたっては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組み、併せて地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うこととしております。また、県においては、東日本大震災及び原子力災害に伴う過去に例のない大規模かつ多様な財政需要に対し、平成23年度には10回にわたる補正予算を編成し対応したため、基金の減少をはじめ県債残高は大幅に増加しており、平成24年度についても、県税収入は震災等の影響により減となることから、一般財源総額の確保が厳しい状況にあり、歳出についても、震災、原子力災害への対応や復旧・復興にかかる投資的経費の増、更には社会保障関係経費などが増額となる見込みとなっているとしております。このような状況を踏まえ、本町の平成24年度当初予算の編成にあたっては、国や県と同様に震災、原子力災害からの復旧、復興を最重要課題とし、重点的に取り組むこととしておりますが、景気や雇用情勢の回復が見込めず町税などが減収となり、一般財源の確保が厳しい状況にあります。このような中、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、町復興計画及び除染についての実行計画である除染計画に基づき、復旧・復興施策に取り組むこととし、震災前の川俣町を取り戻すためには、行政と住民が一体となって、この難局を乗り越えていく必要があるという認識に立っております。そのためには、最優先課題として、全町民の生命と健康を守るため、生活圈、農地などの徹底した除染を行うことにより、将来にわたって安心して生活できる環境の確保を図っていくことが大変重要であります。また、大震災からの早期復旧を図るため、役場庁舎や商業施

設、一般住宅等の倒壊家屋等の解体工事を行う災害廃棄物処理事業の実施、宅地関連災害復旧工事や井戸修繕工事費に対する補助事業などの予算を措置しているところでございます。平成24年度の一般会計の概要につきまして、はじめに、国の平成24年度一般会計予算案の規模は、平成23年度当初予算比2.2%増の90兆3,339億円となり、基礎的財政収支対象経費の規模は3.5%減の68兆3,897億円となっております。県の一般会計予算の総額は、1兆5,764億円となり、前年度当初予算を6,763億円、75.1%上回り、総額のうち7,255億円を震災、原子力災害対応分として計上されております。このような状況下で、今後も経済、雇用情勢の悪化や円高の影響等から税収の増は見込めないと推察され、先行き不透明ながら地方交付税も増額は見込めず、更に、普通交付税の振り替えとなる臨時財政対策債も算定方式の変更、総額の大幅な減少となることから、投資的経費に充当できる一般財源も限られてきており、施設の老朽化に伴う補修費の増大、扶助費の増加などと合わせて、平成24年度の町財政を取巻く状況は依然として厳しいものとなっております。このような厳しい財政状況を踏まえながら、東日本大震災、原子力災害からの復旧・復興を最優先課題として、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、新たな課題や問題に対処するための復興計画、除染計画に基づき、諸政策を重点的かつ的確に推進していくこととし、一般会計予算総額は、昨年度より191億7,900万円多い247億8,800万円としたところでございます。予算編成にあたっては、予算額の大部分を占める除染経費を計上するとともに、農産物など、食品の放射能検査を強化する取り組みを進めることとしております。また、住民の健康管理のための内部被ばく検査や子育て支援の充実を図るため、今年度も制度改正となる子ども手当、子どもの肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの予防接種にかかる費用なども継続して予算措置をしております。町道の整備事業につきましては、全10路線の整備、測量設計を実施するとともに、経済・雇用対策としての緊急雇用創出基金事業の継続実施や社会保障関係経費が増加する中、扶助費や特別会計への繰出し金などへ必要額を措置したところでございます。

それでは、歳入、歳出の主なものについて申し上げます。町税につきましては、町民税が扶養控除の廃止などの影響により増額となった一方、固定資産税につきましては、評価替による土地の下落や原子力災害による減免などにより、全体で前年度比9,538万円、8.5%減の10億2,916万9,000円と見込んでおります。また、地方交付税につきましては、普通交付税について新設される歳出特別枠の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が確保され、全国平均の伸び率は0.5%増と示されておりますが、特別枠の配分方法が未定のことや平成22年の国勢調査による人口の減少などを考慮し、前年度の交付実績額から4%減額して見込み、特別交付税と合わせ25億1,506万2,000円を計上いたしております。歳出では、総務費は162億3,081万9,000円で、前年度と比較して153億4,300万8,000円の大幅な増となりましたが、主な要因としては、除染対策事業に要する経費と食品等の放射能測定経費、被災した役場本庁舎の解体工事費、新

庁舎建設設計業務委託料なども措置したためであります。民生費は15億2,333万9,000円で、前年度と比較して7,241万7,000円、4.5%の減であります。衛生費は7億8,005万8,000円で、前年度と比較して2億5,783万7,000円、57.3%の増となりましたが、主な要因は、災害廃棄物処理事業費として、倒壊家屋等解体工事請負費や健康管理のための内部被ばく検査委託料1,200万円を措置したためであります。農林水産業費は36億9,651万3,000円で、前年度と比較して35億4,446万9,000円の大増となっておりますが、主な要因としては、農地等の除染業務委託料などとして35億5,580万3,000円を新たに計上したためであります。商工費は2億2,707万3,000円で、前年度と比較して7,960万8,000円、26%の減となっておりますが、主な要因は、工業団地造成事業繰出金7,857万9,000円が減額となったことによるものであります。土木費は3億7,156万8,000円で、前年度と比較して3,609万8,000円、10.8%の増となっておりますが、主な要因は、町道整備、測量設計の路線数は、昨年度と同じ10路線であります。事業費が2,732万3,000円増額となったことによるものであります。消防費は5億990万4,000円で、前年度と比較して2億3,018万6,000円、82.3%の増となっておりますが、主な要因は、震災による住宅、宅地の被害や井戸の修繕工事に対する補助金7,000万円の計上や緊急雇用創出基金事業を活用した山木屋地区の地域安全パトロール事業として、1億7,257万3,000円が増額となったことによるものです。教育費は7億5,878万9,000円で、前年度と比較して1,926万4,000円の減となっておりますが、主な要因は、富田幼稚園浄化槽設置工事、柵ノ森遺跡本調査委託料などが、事業終了により減額となったためであります。一方、スクールソーシャルワーカー派遣事業費や避難児童・生徒等支援事業費、幼稚園空調設備設置工事、ハッピースクール事業などに2,809万7,000円を措置したところであります。平成24年度の復旧・復興事業等につきましては、継続事業も含め、32ほどの事業に195億6,991万4,000円を措置いたしたところでございます。大地震と原発事故による放射能汚染の東日本大震災から一刻も早く脱却するために、復旧・復興に全力を傾注してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

それでは、主な提出議案について説明申し上げます。

議案第4号、川俣町暴力団排除条例については、暴力団が町民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、町民の人権を脅かしている状況を鑑み、暴力団の排除に関し基本理念を定め並びに町、町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するために制定するものでございます。

議案第5号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例は、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする第5期川俣町介護保険事業計画に基づき、第

1号被保険者にかかる保険料率の変更及び保険料率の弾力化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴う災害援護資金貸し付けの特例措置及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号、川俣町福祉センター条例を廃止する条例は、平成23年3月11日発生 of 東日本大震災により、被災した川俣町福祉センターを解体撤去したので、本条例を廃止するものでございます。

議案第8号、町道路線の認定については、道路法の規定により、館線ほか6路線の認定をするものでございます。

議案第9号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例は、老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、廃止される同居親族要件を本条例に付するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第11号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）は、既定の予算額に、歳入歳出それぞれ1億6,566万2,000円を減額し、予算の総額を72億8,490万6,000円とするものでございます。本補正予算は、主に事業費の確定等によるものや緊急を要するものなどの増額補正でございしますが、歳入の主な増額補正は、町民税4,097万3,000円、町たばこ税2,349万8,000円、国庫支出金で原子力災害避難住民等交流事業費補助金430万2,000円、県支出金で高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業補助金466万1,000円、寄付金で義援金1,755万8,000円、諸収入で災害見舞金2,210万9,000円などでございます。主な減額補正は、国庫支出金で土木施設災害復旧費国庫負担金887万3,000円、県支出金で緊急雇用創出基金事業補助金5,064万7,000円、一部損壊住宅修繕工事助成事業補助金5,370万円などでございます。繰入金で歳入歳出増減額1億1,811万5,000円を財政調整基金へ繰戻す措置としております。歳出の主な増額補正は、総務費で行政区長連絡員報償金1,015万円、民生費で被災者見舞金2,572万7,000円、衛生費で予防接種委託料466万2,000円、土木費で道路除雪作業委託料1,050万円などでございます。主な減額補正は、衛生費で伊達地方衛生処理組合負担金643万8,000円、土木費で道路新設改良費5,102万8,000円、消防費で災害対策費6,469万3,000円、地域安全パトロール事業費5,064万7,000円、災害復旧工事費で1,313万9,000円などでございます。

議案第12号、平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、

事業勘定の既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,435万4,000円を減額し、予算の総額を18億3,601万3,000円とするものでございます。歳入では、療養費等国庫負担金で3,000万円の減額、国庫支出金で災害臨時特例補助金1,457万7,000円の増額、歳出では、保険給付費で一般被保険者療養給付費4,090万9,000円の減額、退職被保険者等療養給付費1,400万円の増額などでございます。

議案第13号、平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ573万5,000円を減額し、予算の総額を16億319万1,000円とするものでございます。歳入では、国庫負担金で介護給付負担金過年度分確定により204万円、県支出金で369万5,000円の減額、歳出では、予備費573万5,000円の減額でございます。

議案第14号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ462万5,000円を減額し、予算の総額を1億5,644万5,000円とするものでございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の確定見込みにより440万5,000円の減額。歳出では、保険料納付金等の確定見込により、広域連合納付金444万円の減額などとしております。

議案第15号、平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的支出の水道事業費用の補正で固定資産除却費など1,157万9,000円を増額補正するものでございます。

次に、平成24年度特別会計について申し上げます。

議案第17号、平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。事業勘定予算について、歳入歳出予算総額を17億8,437万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算比では、額にして5,478万7,000円、率にして3%の減となったところでございます。主な歳入では、国民健康保険税は、現年課税分で4億5,082万9,000円、国庫支出金は4億3,733万9,000円、前期高齢者交付金は3億5,452万7,000円、共同事業交付金は1億6,510万1,000円、また、一般会計繰入金は1億6,049万2,000円でございます。主な歳出では、保険給付費は11億6,636万9,000円、後期高齢者支援金は2億1,816万円、共同事業拠出金が2億1,571万1,000円となっております。また、保健事業費は2,761万8,000円となっております。施設勘定予算は、山木屋診療所を休診していることから施設の修繕費と火災保険料のみの計上となっております。

議案第18号、平成24年度川俣町介護保険特別会計予算について申し上げます。介護保険制度は、平成12年度に制度が施行され、12年が経過いたしました。要介護認定者の増加に伴い、サービス給付費も増加の一途をたどっており、平成24年度からの「第5期介護保険事業計画」に基づき歳入歳出予算総額を16億4,933万3,000円と定めるものでございます。主な歳入では、「第5期介護保険事業計画」に基づき、平成24年度から26年度までの3年間の中期財政期間として

定める第1号被保険者にかかる介護保険料は、現年度分で2億6,722万2,000円としております。また、給付費の負担割合に基づき、国庫支出金が4億1,174万9,000円、支払基金交付金が4億7,049万4,000円、一般会計繰入金が2億5,386万9,000円としております。主な歳出では、保険給付費が15億6,054万6,000円、前年度比、額にして9,954万6,000円、率にして6.8%の増となったところでございます。

議案第19号、平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成20年度に制度が施行され、5年目となります。広域連合で算出した平成24年度療養給付見込みによる負担金及び保険料納付金等を計上し歳入歳出予算総額を1億6,554万円と定めるものでございます。主な歳入では、保険料が9,274万1,000円、うち特別徴収保険料7,100万1,000円、普通徴収保険料2,174万円、一般会計繰入金が6,789万2,000円と見込んでおります。主な歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,812万5,000円、前年度比、額にして81万5,000円の減となったところでございます。

議案第20号、平成24年度川俣町水道事業会計予算について申し上げます。業務の予定量については、給水戸数が3,795戸、年間有収水量を96万2,500立米と決めました。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億5,591万4,000円、水道事業費用2億1,942万7,000円であり、支出の主なものは、戸番図作成委託料、受水費などでございます。また、資本的収支につきましては、収入が6,700万1,000円、資本的支出は1億7,607万5,000円で、支出の主なものは、浄水場宿直室の解体、仮眠室の新設及び配水管布設替工事などでございます。

議案第21号、平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1,012万8,000円と定めるものでございます。業務予定量は、給水戸数が177戸、有収水量が4万5,000立米、1日平均有収水量が122立米でございます。歳入の主なものは、水道使用料920万9,000円、簡易水道施設整備基金繰入金333万8,000円などでございます。歳出の主なものは、水道事業会計繰り出し金451万5,000円、遠隔監視装置設置工事費630万円などでございます。

議案第22号、平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を2,615万8,000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、配当金242万4,000円、貸付金償還収入1,082万5,000円、繰入金1,290万8,000円などでございます。歳出の主なものは、貸付金1,279万2,000円で、基金積立金等を措置したものでございます。

議案第23号、平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を7,589万7,000円と定めるものでございます。歳入の主なものは、工場敷地貸付料1,313万8,000円、敷地使用料134万5,0

00円、一般会計繰入金6,141万2,000円などがございます。歳出の主なもの、工業団地用地購入にかかる土地開発公社償還金7,549万5,000円などがございます。

議案第24号から第28号までは、川俣町各財産区特別会計予算となります。

議案第29号、川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、川俣町固定資産評価審査委員会委員は3名で構成されておりますが、武藤昭一委員の任期が本年3月31日をもって満了となるため、再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、本町には人権擁護委員として5名の方が法務大臣の委嘱を受けておりますが、寺島武委員の任期が本年6月30日をもって満了となるため、引き続き委員として推薦したいので、人権擁護委員第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上で提案要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。



○議長（新関善三君） 日程第5，請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（新関善三君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第2号「消火栓増設請願書」、陳情第1号「福島県における脱原発の実現と、住民の命と健康を守り、補償の実現、安心して暮らせるふるさとを取り戻すための取り組みを求める陳情書」、陳情第3号「東京電力福島第一原子力発電所の事故後の対策に対する陳情書」、陳情第4号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」、以上4件を総務文教常任委員会に、請願第1号「町道の認定に関する請願書」、請願第3号「町道認定と整備についての請願書」、請願第4号「町道天神下・向香田線の舗装改良に関する請願書」、請願第5号「町道認定及び整備に関する請願書（羽田仲ノ内地内）」、請願第6号「小松川の整備改修に関する請願書」、請願第8号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」、以上6件を産業建設常任委員会に、請願第7号「障がい者施設合併事業に関する請願書」、陳情第2号「放射線から子どもたちを守る陳情書」、以上2件を厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。



○議長（新関善三君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局長から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手もとに配付の一般質問通告書のとおりでございます。

次に、去る12月定例会及び平成24年第1回臨時会、第3回臨時会で可決されました意見書につきましては、それぞれ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、川俣方部衛生処理組合議会と臨時会について報告願います。

黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 9番 黒沢でございます。私からは、川俣方部衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成23年12月19日、午前10時40分、川俣方部衛生処理組合議会臨時会が、川俣方部衛生処理組合に招集され、新関善三議長、高野善兵衛議員、石河清議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、選挙1件、議案1件でありました。選挙の結果、新関善三議長が議長に選任されました。また、議案1件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成24年2月16日、午後2時40分、川俣方部衛生処理組合議会定例会が、川俣方部衛生処理組合に招集され、前記の3議員とともに出席してまいりました。

付議議案は、議報告1件、報告1件、議案1件で、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成23年12月20日、午後2時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が伊達地方衛生処理組合に招集され、高橋道弘議員とともに出席をしてまいりました。

付議議案、議案6件でありました。議案6件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

なお、細部については、お手もとに配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（新関善三君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第7，議報告第1号、例月出納検査の結果を報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第 8，報告第 1 号「寄附採納」について報告いたします。
総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第 9，報告第 2 号「専決処分の報告について（専決第 1 号
福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合
規約の変更について）」、報告いたします。総務課長。

○総務課長（高橋清美君）別紙報告書を朗読した。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 日程第 10，議案第 4 号「川俣町暴力団排除条例」を議題とい
たします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第 4 号、川俣町暴力団排除条例、朗読は省略させてい
たいただきます。

平成 24 年 3 月 8 日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するため、この条例を制
定しようとするものでございます。

ご説明させていただきます。暴力団が町民生活及び社会経済活動に多大な脅威を
与え、町民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定
め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除を推進し、もって、
町民の安全と平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを
目的に制定するものでございます。

第 1 条では、目的をうたっております。

第 2 条、定義についてうたっておりますが、暴力団等の定義をうたっております。

第 3 条、基本理念であります。暴力団を恐れず、暴力団に対して資金を提供
しない、暴力団を利用しない。

第 4 条、町の責務をうたっております。

第 5 条、町民等の責務をうたっております。

第 6 条、町民等に対する支援。町民等に対し、情報の提供、助言を行うというよ
うな必要な支援を行うものでございます。

第 7 条、暴力団事務所の撤去の促進。

第 8 条、訴訟の支援。訴訟に関し、助言、県暴力追放運動推進センターへの紹介、
その他の必要な支援を行うものでございます。

第 9 条、暴力団から離脱の促進。

第 10 条、広報及び啓発。広報することにより、啓発活動を行うものでございま

す。

第11条、保護措置への協力。

第12条、不当要求行為に対する措置。

第13条、公共工事等における措置。

第14条、不当な要求についての報告等。速やかに町長に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。警察署長の通報につきましては、これは被害届ということですのでございます。

第15条、町の施設の使用における措置。施設の使用の許可及び承認をしないこと。または、許可をしても、使用の許可又は承認を取り消すことができることをうたってございます。

第16条、少年に対する教育等。生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず及び暴力団員等に不当な行為による被害をうけないようにするための教育が必要であるということ等をうたってございます。

第17条、委任をうたってございます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（新関善三君）日程第11，議案第5号「川俣町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君）議案第5号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例

川俣町介護保険条例（平成12年川俣町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保険料率）

第3条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 2万5,000円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万5,000円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万 600円

(4) 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者 5万3,100円

(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者（令附則第17条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者を除く。）

6万2,500円

(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,200円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 10万 100円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 12万5,100円

附 則

（施行期日）

1 この条例は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

介護保険法の規定により、本町における第5期（平成24年度～平成26年度）介護保険事業計画期間の介護保険料率の変更及び第4段階、第6段階の保険料率の弾力化を実施するため、所要の改正を行うものである。

ご説明をいたします。市町村では介護保険法の規定により、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を策定することとされております。現行計画期間が、今年度の平成23年度で満了しますことから、今年度中に次期計画を策定することで、川俣町高齢者保健福祉計画等策定委員会を設置いたしまして、高橋健男先生を委員長とする本委員会で協議をいただきまいりましたが、来年から3年間の保険料率につきまして、提出議案の内容で承認をいただいたところでございます。平成21年度から今年度までの3年間を計画期間といたします第4期での給付実績や地域密着型の施設整備などを踏まえまして、次期第5期における平成24年度から平成26年度の3年間の要介護認定者にかかる居宅サービスや施設サービスの給付費増大に加えまして、要支援1、2の方に対します介護予防給付費を確保したうえで、これらの介護保険事業の財源には、国、県、市町村の負担金、国の調整交付金65歳以上の方の第1号被保険者、それから40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で、それぞれの負担割合により賄うこととなっております。第1号被保険者と定義をされます65歳以上の町民の皆さんには、費用の20%を負担していただくこととなるため、応分の負担による増額改正はやむなしとの結論になったところでござい

ます。

条例の改正は、第3条に規定する保険料率を全部改めるものでございます。具体的な改正内容をお手もとにお配りをしましたA4判1枚の議案第5号説明資料、第5期計画における第1号被保険者の介護保険料（案）、この資料を用いながら説明いたします。

はじめに、議案の改正条例第3条第1号に規定します介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げるもの2万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者のうち、説明資料では段階のところは第1段階で、第5期における川俣町の段階のところでは、生活保護を受けている方や世帯全員が、住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方の年額保険料の規定となり、右端の第5期川俣町の案の年額2万5,000円と一致をいたします。議案第3条第2号の2万5,000円につきましても、資料では第2段階に該当する方の右端の年額保険料2万5,000円と一致をするものであります。

次の改正議案、条例第3号の4万600円は、資料の方では第3段階に該当する方の年額保険料となります。第4号の5万3,100円は、資料では第4段階の所得金額80万円以下の方の年額保険料となります。第5号の6万2,500円は、資料では第4段階の所得金額が80万円を超える方の年額保険料となります。第6号の7万8,200円は、資料では第5段階の所得金額が190万円未満の方の年額保険料となります。第7号の10万100円は、資料では第6段階の所得金額が400万円未満の方の年額保険料となります。最後に、第8号の12万5,100円は、資料では第6段階の所得金額が400万円以上の方の年額保険料の指定となります。資料の方をご覧ください。第5期につきまして、本町では現行の第4期の7段階から記載ありますとおり8段階に、左側に国が定めた基準6段階ありますけれども、このうち川俣町では第4段階と第6段階を2つに分けて、8段階に弾力化をいたしまして、基準額に対する軽減割合につきましても、第1段階での国基準は、0.5ということ、5割引と言いますか0.5掛けですが、これを本町では基準額の0.4掛け、6割引ということ、引き下げを行いまして、第1段階から第4段階におきましては、同様に軽減率を拡大をしております。第6段階につきましては、近隣町の例などを参考といたしまして、新たに基準額の1.6倍と2.0倍の2つの段階に基準をいたしまして、所得の高い層に応分のご負担をお願いするものでございます。この説明資料には記載ございませんが、第5期、3年間の計画期間におきましては、第4期から第5期に繰り越しが見込めます回ご準備基金1,021万1,000円を全額投入いたしますとともに、国、県、町で拠出をしている財政安定化基金の繰入可能額468万5,000円を活用し、保険料基準額の上昇をできる限り抑制したところでございますが、介護給付費用に対します制度上の応分の負担ということにつきましますので、どうぞご理解をお願いいたします。なお、介護という保健制度は、利用される高齢者の皆さんが、それぞれの所得の状況に応じた保険料という形で助け合いに加わっていただくことで成り立つものですので、一般会計から

の繰り入れによる保険料の補てんは禁止をされておりますし、介護保険財政の財源に不足が生じた場合に、資金の貸付が受けられる国、県、市町村が拠出し、県が設置をしております財政安定化基金からの借り入れによる補てんにつきましても、その償還が次期計画期間の第6期での3年間において行うこととなりますので、つけを先送りすることとなりますため、保険料率の大幅引き上げという大変厳しい案とはなりますが、重ねてご理解をお願いいたしまして、議案第5号、川俣町介護保険条例の一部を改正する条例の提案並びにその説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。

（午前11時07分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第12、議案第6号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年川俣町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（災害援護資金の貸付に係る特例）

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中

「年3%」を「年1.5%（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を生計同一等の兄弟姉妹まで範囲を拡大するとともに、東日本大震災により著しい被害を受けた者が災害援護資金を利用する場合、特例措置として要件を緩和して対処するため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明をいたします。本条例では、暴風、豪雨等の自然災害により亡くなられた町民の遺族に対し、死亡者が世帯の生計維持者の場合、500万円、その他の場合は250万円の災害弔慰金を支給することなどを規定しておりまして、今回、改正の第4条では、弔慰金を支給する遺族の範囲とその順序を定めております。この度の東日本大震災による津波では、同居の親族が一度に亡くなる例などがあり、災害弔慰金の支給範囲とその順序に、これまでの配偶者、子、父母、孫、祖父母に加え、新たに配偶者、子、父母、孫、祖父母が存在しない場合には、死亡した者と、死亡当時同居し又は生計を同じにしていた兄弟姉妹に対して、弔慰金を支給できるように改めるものでございます。この際、新たに第3号として兄弟姉妹を加えるので、重複を避けるため、第1号の遺族の範囲には、兄弟姉妹を除く規定を加えております。附則につきましては、第2項では、東日本大震災により著しい被害を受け、その証明を市町村長から受けた者が、災害援護資金の貸し付けを受けた場合、その償還期間を通常の10年から13年に、据え置く期間を3年から6年に、厚生労働大臣が被害の程度を勘案し、据え置く期間を5年と定めた場合には、8年とそれぞれ期間を延長しますとともに、利率につきましても年3%を年1.5%、保証人を立てる場合は、無利子とする特例を定めるものでございます。次の第3項では、災害援護資金の貸付けを受けた者の死亡による償還免除や保証人については、東日本大震災に対処するために定めた特別法、特別例の読み替え規定となっております。

以上、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） 日程第13、議案第7号「川俣町福祉センター条例を廃止する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第7号、川俣町福祉センター条例を廃止する条例

川俣町福祉センター条例（昭和43年川俣町条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成23年3月11日発生の東日本大震災により被災を受けた川俣町福祉センターを解体撤去したので施設の設置条例を廃止するものでございます。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第14，議案第8号「町道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第8号、町道路線の認定について

町道の路線を次のように認定する。

1. 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1120	館線	川俣町字館 17-4 先	館地内
		川俣町字館 53-6 先	
1121	本町3号線	川俣町字本町 69-5 先	本町地内
		川俣町字本町 70-8 先	
2176	油田・餅石支線 1号	川俣町大字鶴沢字笛田 20-1 先	笛田地内
		川俣町大字鶴沢字笛田 25-4 先	
3068	荒井ノ内・遠西 線	川俣町大字羽田字荒井ノ内 4-2 先	荒井ノ内地内
		川俣町大字鶴沢字遠西 48-1 先	
4050	田代前・袖ヶ作 線	川俣町大字小島字田代前 34-1 先	田代前地内
		川俣町大字小島字袖ヶ作 5-2 先	
5044	八反田支線3号	川俣町飯坂字八反田 17-4 先	八反田地内
		川俣町飯坂字八反田 21-1 先	
8083	長橋線	川俣町山木屋字長橋 26 先	長橋地内
		川俣町山木屋字長橋 32-1 先	

平成24年3月8日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道路線の認

定をするものである。

それでは、別添図面に従いまして、ご説明申し上げます。

路線番号1120、館線につきましては、字館地内機織神社東側で町道新中町・中道線から最終人家までであります。町道としての認定申請があったので、認定するものでございます。

次に、路線番号1121、本町3号線につきましては、本町地内広瀬川右岸で町道中丁・本町線から水路まででございます。地域住民からの要望により、路線の認定をするものでございます。

続きまして、路線番号2176、油田・餅石支線1号につきましては、鶴沢・笛田地内富田幼稚園の北側になります町道油田・餅石支線からの支線であり、町道の認定の請願があったため、路線の認定をするものでございます。

路線番号3068、荒井ノ内・遠西線につきましては、羽田字荒井ノ内から鶴沢字遠西地内で町道荒井ノ内・川前線と町道遠西・田代線を連絡する路線であり、町道の認定の請願があったため、路線の認定をするものでございます。

続きまして、路線番号4050、田代前・袖ヶ作線につきまして、小島字袖ヶ作地内で町道遠西・田代線から2件の分岐点までであり、町道の認定の請願があったため、認定するものでございます。

続きまして、路線番号5044、八反田支線3号につきましては、飯坂字八反田地内で町道八反田線と町道下谷沢・八反田線と連絡する路線であり、町道の認定の請願があったため、認定するものでございます。

路線番号8083、長橋線につきましては、山木屋字長橋地内で町道長橋山・長橋線から2件の分岐点までであり、町道の認定の請願があったために路線の認定をするものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第15、議案第9号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第9号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。別表1及び別表2を別紙のように改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

老朽化した町営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明申し上げます。

裏のページをお願いいたします。

別表1 (第2条関係)

住宅名	位置	戸数
七窪団地	川俣町字七窪8番地	25
ふもと川団地	川俣町大字鶴沢字笛田4番地の1	80
中道団地	川俣町飯坂字中道22番地の2	12
賤ノ田団地	川俣町字賤ノ田1番地の14	40
飯坂団地	川俣町飯坂字北古堂道内40番地の1	10
小綱木団地	川俣町小綱木字反田33番地	10
小綱木団地	川俣町小綱木字反田36番地の1	6
壁沢団地1号棟	川俣町字壁沢6番地の12	40

別表2 (第2条関係)

住宅名	位置	戸数
小作住宅	川俣町字小作25番地ほか	9
山木屋教員住宅	川俣町山木屋字大清水3番地ほか	4
賤ノ田教員住宅	川俣町字東大清水12番地の1	1
天神入住宅	川俣町字天神入2番地	1
本町住宅	川俣町字本町67番地	2
八反田住宅	川俣町字八反田22番地ほか	3
柏崎住宅	川俣町字柏崎88番地の8	2
山木屋大清水住宅	川俣町山木屋字大清水2番地の7	1
壁沢住宅2号棟	川俣町字壁沢6番地の12	40

以上でございますが、今回の改正に伴いまして、別表1の七窪団地25戸、これは26戸から25戸に1棟の廃止でございます。別表2でございます本町と八反田住宅の間にありました後田団地1棟でございますが、これはすべて廃止いたします。以上2戸は、耐用年数を経過した老朽化住宅であり、その用途を廃止するものであります。

以上、議案第9号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明であります。ご審議よろしくをお願いいたします。



○議長（新関善三君） 日程第16、議案第10号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第10号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅管理条例（平成9年川俣町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「として令第6条第1項で定める者」を削り、「第2号及び第3号」を「第2号から第6号」に改め、同項第2号中「第6条第2項」を「第6条第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつてはこの限りでない。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に、第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号（老人等にあつては、同条第2号及び第3号）」を「同項各号（同条第2項で定める者にあつては、同項第2号から第6号）」に改める。

第8条第4項中「公営住宅法施行令第6条第1項第1号、第2号に規定する者、20歳未満の子を扶養しているひとり親、多子世帯」を「川俣町営住宅管理条例施行規則第4条第1項で定める者」に改める。

第28条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

附則に次の1項を加える。

12 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定による改正後の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、改正後の川俣町営住宅管理条例第5条中の令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の政令とみなす。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月8日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

それでは、ご説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律第一括法でございますが、平成23年5月2日に公布されました。この中で公営住宅法の一部改正も含まれており、改正されたことに伴います川俣町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、平成20年4月1日をもちまして同居親族要件が廃止されることとあります。改正前の公営住宅法に基づき、川俣町において入居資格に同居親族要件を付し、単身者については高齢者、障がい者等の入居が例外的に認められていました。今回の公営住宅法の一部改正により、同居親族要件が削除されると世帯と単身者の入居取扱いは同様となります。このことは、より住宅に困窮する高齢者、障がい者等の入居の機会を圧迫することもありますので、引き続き同居親族要件を付すために、その旨を条例で定める必要があります。したがって、同居親族要件を条例に付し、これまで同様に例外としていた高齢者、障がい者、単身入居者が認められるよう、必要事項を整備いたしました。

なお、附則 12 項に 1 項を加えておりますのは、入居基準にあります現行の収入基準の経過措置として、1 年間適用するものであります。

以上、議案第 10 号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第 17、議案第 11 号「平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。（午後 0 時 03 分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午後 1 時 00 分）

◇ ◇ ◇

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第 11 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第 18、議案第 12 号「平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第 12 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第 19、議案第 13 号「平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第 13 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について説明した。

○議長（新関善三君） 次に、日程第 20、議案第 14 号「平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第 14 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について説明した。

○議長（新関善三君） 日程第 21、議案第 15 号「平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第 15 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで 8 番 菅野正彦君から発言を求められておりますので、

これを許可いたします。菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 私は、これから議案の説明がございます一般会計ほか12の当初予算について、全議員が所属常任委員会の枠にとらわれず、広範に理解を深め、町政の課題に対応した予算の検証と政策提言を実現するために、「平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置に関する決議」を日程に追加することを提案いたします。

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

ただいま菅野正彦君から当初予算審議にかかる特別委員会を設置すべきとの提案がなされました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、当初予算審議にかかる特別委員会設置の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

（追加日程の配付）

○議長（新関善三君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（新関善三君） したがいまして、本日の議事日程について、日程第22以降、日程番号を1つつ繰り下げるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第1，発議第8号「平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第110条及び川俣町議会委員会条例第4条

3. 目的

全議員が当初予算について、所属常任委員会の枠にとらわれず、広範に理解を深め、町政の課題に対応した予算の検証と政策提言を実現することを目

的として設置する。

4. 委員の定数

議長を除く全議員15名

5. 期間

平成24年3月8日から平成24年3月24日まで

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の選任については、議長において指名することに決定いたしました。

平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会の委員に1番 村上源吉君、2番 高橋道弘君、3番 高橋真一郎君、4番 嶋原利光君、5番 高橋道也君、6番 菅野清一君、7番 菅野意美子君、8番 菅野正彦君、9番 黒沢敏雄君、10番 佐藤喜三郎君、11番 五十嵐謙吉君、12番 高野善兵衛君、13番 石河清君、14番 遠藤宗弘君、15番 齋藤博美君の15名を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

これから予算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いいたしますので、第4研修室までご参集ください。

なお、委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

（午後1時38分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後1時49分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） それでは、互選結果について報告いたします。

委員長に齋藤博美君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第23, 議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第16号 平成24年度川俣町一般会計予算について説明した。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

(午後2時06分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後2時22分)

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお聞きしたいんですけど、一時借入金ね、第3条で5億円だと、こういうふうにご提案したんですが、提案者ご承知のとおり、予算の概要というのを見ますとね、5ページに自主財源は6.9%しかない。247億8,800万円のうち38億円が自主財源だと言っているわけですね。それで、18ページを見ると、24年度の主な復旧、復興事業の概要というのがありまして、県の交付金が除染を中心にして、まあほとんど除染なんだけど、189億7,400万円とこういうことになっているわけですね。当然、原子力対策課専門に作ってですね、4月になったら早期発注して、一日も早く除染をしたいということなんだろうと思うんですが、そうした際、この190億円の金がこのポーンと来るならば業者さんに発注してお金払えるでしょうけども、たった5億円の一時借入金で、この250億円の予算が回しきれるといふふうに考えていることを私分からないんですよ。通常ですよ、例えばこの後提案される国保会計もそうですけれど、予算総額の約1割を目安にして一時借り入れとずうっと提案しているわけじゃないですか。そしたら、例えば除染で言えば152億円の発注をして、前払いを4割までは請求できるわけですから、そうすると60億円の請求来るわけですよ。農地のほうだって38億円、これに対して前払い4割来たらば12億円、そしたら70何億円の前払金請求来たときにですよ、なんぼ財調貯めたのか知らないけれども、できっこない予算を、この運用できない予算を提案なさっているのではないのか私心配なので、特別委員会のほうで後でやるという話はあるけれども、これは本会議で事前にきっちり間違いなくキャッシュフローが回るのかというのが私一番心配なんです。です

から、その辺どういう考え方で従前と同じ5億円の一時借入れということで、どういうキャッシュフローの構想をいできて提案なさっているのかお聞きをしたいんですよ。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員ご心配のとおりだと思いますが、一応それは県のほうで今、調整をしております。議員ご指摘のとおり、前払金等の問題、又は中間払い等々の問題も生じますので、それについては調整をしております。その前にお金的には町の方によこしていただくというようなことに今、段取りをしているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） いやね、そういう調整をしていますというんだけど、確約ないわけでしょう、まだ。例えばその2億5,000万円の廃棄物だってなんで落とすのかとこの前ね言ったら、結局事業が確定していないから落としますと言われたわけじゃないですか。そうすると、お金をもらうということは、契約行為なわけですよ。契約して、支出として整理されているからお金をくださいということになるでしょう、補助金だって交付金だって。そういった最終的には事業が完了したから残ったお金をよこしますよと。だから交付金制度というのは前払い制度があるんですかというのが基本的にある。じゃ、その前払いは、何割もらえるんですか。そういうことを全然説明しないで、その250億円弱の予算を金額読み上げたって、意味がないでしょう。理解できないじゃないですか、どうやって回るのかという。だから、そこのところの調整していますじゃなくて、じゃ、どういうシステムでどういうふうになって、じゃ、いつ発注して、いつそれじゃ県の金は来て、5億円でも間に合うんだというふうな説明をきっちりとお願ひしたいんですよ。それは、財政運用なんだから、企画財政がきっちり分かっていたら意味ないじゃないですか。原課が出てきて説明するような話じゃないでしょう、それは。何のための財政課なのか分からないので、ちゃんと説明してください、分かるように。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 交付金事業の支払時期でございますけれども、まだ明確な例えばこういう時期にこのぐらい払うということはまだつかんではおりませんけれども、通常の事業ですと概算払いとかという制度の中でのとってやっている例もかなり多くあるかと思っておりますので、そういった概算払いができるようなことで、この事業を進めていくように県のほうにはしっかりと要望してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） その事業費の予算は250億円でありますけれども、その250億円がすべて同時に動くということではないかと思っております。それで、その中でやはり県のほうとよく協議をしながら、補助金の交付時期というのはこれま

でもいろんな補助事業やっていますけれども、それは概算払いが不可能ということではないということで理解しておりますので、その全体額が同時に回るというふうには考えておりません。事業を進める中でやはりこの事業はこの時期にほしいということの資金計画も申請の段階では協議をしながら進めていけば、ある程度概算払いを受けながら、また、業者委託された方には前払いというのはできるのではないかと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） あのですよ、我々議員で原子力災害対策課長から昨日も資料をもらって私も精査をしているんですけど、例え、ば除染は半分の6地区は来年やる、6地区は今年やる、農地については全部やるというふうになっているでしょう耕作放棄地除いて。当然、住民の方は福島市もやっているし、ほかもやっているんだから、いっぺんに出すのは当たり前じゃないですか。そのために除染事業組合も作ったし、JAという巨大組織にですよ、農地の除染は頼むということになっているわけでしょう。いっぺんに動かなかつたら、町民のほうに怒るじゃないですか。福沢は4月に出たけれども、小綱木は9月になったの、大綱木は10月になったのという話にはなりっこないじゃないですか、除染の話は。やっぱり用意ドンでスタートして、それができるための体制を作るための事業組合の作っていただいたし、そして、講習もしたわけでしょう。だったらいっぺんに動くに決まっているじゃないですか。これがいっぺんに動きませんなどという答弁をしたらばですよ、全くもっておかしな話ですよ、今まで議論してきた経過から言ったらば。だから、いっぺんに動くんだから、いっぺんに前払いもしなくちゃいけないし、中間払いも一斉にしなくちゃいけないでしょ。対策課長言っているとおりですよ。だから、その資料をきっちり配ってもらわないと、この5億円で本当に良いんですかと、確信がないでしょう。だって、どういうふうになっているのか財政課長自身が分からなくて、対策課長出てくるようなぎまでですよ、キャッシュフローの運用なんてじゃ表作ってあるんですか、こういうふういきちとキャッシュフロー。普通民間なら作りまますよ。民間だったら、年末会計締めたときに、決算締めたときに、剰余金がなんぼで、じゃそれがいついった売ったときに、2か月サイクルで代金入ってくるなら代金入ってくる。ここで金かかるからやると。それが負担行為とか歳入計画でやるわけでしょう、いつも。町だつてやっているでしょう、そういうこと。そのことができていますか。できているならくださいと言っているんですよ。5億円で間違いなく運営できるんだら。後で臨時議会やってね、一時借り入れ足りなくなったから、20億円だ30億円だ借りるんですよなどという話になったらば、答弁が全くでたらめだということになるんですよそれは。議長のところでちゃんと取り計らってください。これ大事なことですよ。250億円の金を出すんだから、5億円でだれ考えたって動くわけじゃないじゃないですか。

○議長（新関善三君） それでは、特別委員会に付託されますので、特別委員会では十二分に説明資料を提示するよう。（不規則発言あり）

企画財政課長。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここで暫時休議します。3時まで。 （午後2時50分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後3時05分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） それでは、先ほどの質問に対します資料の提示、説明をお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 県の方の災害対策課の方の確認をしてみました。その結果でございますけれども、これは委託契約でありますので、前払いは30%となりますが、契約金額の30%につきましては、県の方に請求後、支払われるということでございます。また、その後の中間払いということも支払いが可能ということで、回答をいただいております。以上で答弁といたします。

（不規則発言あり）でありますから、一時借り入れにつきましては、これまでと同額の5億円で対応できると考えております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私、1点だけ当局の姿勢を質しておきたいんですが、ただ、やっとなこれは川俣とにかく壊れた役場はそのまま放置しておくということで、何の復旧もやっていないのではないかとというのは、町民が今、みんな心配していることなんですね。そういう点からいくと、やっとな役場庁舎の解体もやるという予算は出てきたんですが、前年度の執行、前年でなくて今年度の執行を見ているとね、例えば臨時議会を開いてわざわざ予算を付けても、年度末まで2回もの議会を過ぎても手も付けられないなどというような、例えばこの福祉センターの解体工事のような、こういう事業の執行をやられたんでは、とっっても予算付けても何も進まないという状態が出てきているんですね。また、体育館もいまだに使えるような状態になっていない。公民館にいたっては、とても小神公民館なんかは結局は年度内にできないという、こういう事態がたくさん出たんですね。こういうことにならないような手だてが、町当局として今度の予算執行にあたってどういうふうな手だてが打たれているのか、このことについてきちっと質したいと思うんです。今、仕事が多くなって、職員の仕事の体制も大変なんだと思うんですね。だから、それに必要な人員の配置やなんかもしないと、これ対応できないんじゃないかと考えられるので、その辺のことについて町長の姿勢を質しておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今年の予算247億8,800万という大きな予算になっているわけですが、これは1つに除染の事業が多く取り組まれているところでございます。そういった意味では、議員がお質しのおり、その予算の執行にあたって、取り組めないような状況にするべきだと、全くそのとおりでありますので、23年度途中から今

回の震災対策でいろいろと補正などを組みながらやってきたんでありますけれども、執行算等も出てきた状況もありますので、そういったことにならないように、今回の当初予算編成にあたりましては、十分事業の執行に当たっていることも踏まえながら、この予算編成に当たってきたところがございますので、そういった人材も含めた事業が停滞しないように取り組んでいくことを前提に予算の執行に当たっていきたいと考えておりますので、ひとつその点についてはご理解をいただき、また、我々もそのことは肝に銘じて取り組んでいく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 質疑ありませんね。村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 1番 村上です。原発対策課の方で、除染のロードマップを作成して、新年度一気に発注かけてスタート切るわけなんですけど、この場合、この計画に基づいて発注かけた場合に、どのくらいの発注規模になるのか。それに契約の時期に払う前払い金と借入金が整合できるのか、ちょっと一気に発注した場合の総額、原発対策課の方でどの程度予定しているのかお聞きしたいです。お願いします。

○議長（新関善三君） 原子力対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染の今回の委託関係の発注の状況でございますが、総体的には事業的には大きく何点かに分かれているところでありますけれども、それについてはなるべく早く発注したいということでは、まず、進めるということでございます。

あと仮置き場が一番やはりないとならないということで、順序的な部分が出てくるものと認識をしております。考えておりますのは、仮置き場が皆さんにいろいろとご迷惑をかけた経過もございますので、仮置き場の設置が優先をして、その後形的に見えた段階で各6地区ですか、24年度実施を予定しておりますが、そういう部分で着工ができるような形のスケジュール、ロードマップに合わせたような形で進めてまいりたいと考えております。

あと金額等につきましては、先ほど企画財政課長の方が答弁申し上げましたが、当初町の方で除染の実施計画というのを国に上げます。それに基づいて県の方ですぐ認定をしていただいて、町の方での予算確定がなった段階で、その金額がすぐ落ちてくるというようなシステムに今、なっております。事業的には何か所かに分れた発注になろうと思っておりますけれども、それに合わせたものについては随時、県の方で交付されるということで進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それが随時発注されて一通り回った段階では、発注の金額が総体でいくらになるんですか。それがやっぱり出てこない、金の回転がうまくいかないんじゃないかと思いますが、これ仮置き場から全体、川俣後回しになるんですが、これもやはり事前モニタリングということで、すべて計画されているようなんですが、こういった場合、一巡した発注が総体的に金額どのくらいになるのか。

○議長（新関善三君） 原子力対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

この除染にかかわるものということで、除染の事業のまず、委託料関係の委託関係がございます。また、工事請負費として仮置き場の設置の工事等がございます。主にその2つの工事が自主的には動くという形になろうかと思っております。除染対策事業費の委託が129億円、あとは仮置き場の整備工事費というのが5億4,000万円ほど見込んでございます。そうしますと、大体134億になろうかと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 以上で質疑を終わります。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） あの説明が終わった最後に特別委員会に付託することにしてあります。（不規則発言あり）最後に付託させていただきますので。

（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） おはかりいたします。

日程第23，議案第16号、平成24年度川俣町一般会計予算審査を特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第24，議案第17号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第17号 平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なし。これで質疑を終わります。

よって、日程第24，議案第17号「平成24年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第25，議案第18号「平成24年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第18号 平成24年度川俣町介護保険特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） この介護保険の問題については、非常にこれ以前から予測はされていたんですが、施設が増えれば、当然保険料も高くなる。サービスが増えれば、保険料も高くなるということで、施設建設の時点から私は、この懸念を当局にも申し上げていたわけでありますが、現に今年の保険料を見ると、結局は5,214円ですか、引き当たりで、県内一高い保険料というふうな実態が出てきているんですね。今、当局は口を開けば、川俣はみんな原発の被害者なんだということを言っているが、原発やなんかで避難したり、みんな心配をしていると。そういうものに対する適切なやはり援助がなければならぬと思うんですね。そういうことがこの保険料の引き上げを考える場合に、どの程度検討されたのか。これをどうすれば引き下げられるかというような検討がね、どうもやられた形跡が見られないんですよ。かかるものは、保険料より取るんだと。それだけでは今の川俣の現状を見た場合に、適切な行政とは言えないんじゃないかと思うので、その辺について当局の考えを質したいと思うんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今年度の介護保険の引き上げ負担が多いと、保険料が伸びているわけでございます。それについて、検討を加えたのかということでございまして、十分と言いますか、多面にわたって検討を加えたわけでありまして。ただ、この制度は、固まった制度でありますので、国、また県、町、そして被保険者等の負担の中でやっている関係でこのようなことになるわけでありまして、基本的に引き上げざるを得ない需要が増えていることについては、議員もご存じのとおりだと思っております。ですから、こういったことは施設が充実されるにしたがって、負担は増えるというようなことは当然だったんでありますけれども、また、一方ではその雇用問題も含めれば、施設で働く人も増えてくるわけでありまして、いろんな意味で地域の活力の増加につながるだろうというような思いも持たれるわけでありまして。しかし、それ以上に介護の方が増えているわけでありまして。1人当たり1日1万円を超すくらいの金額になるわけでありまして、助かる面もありますけれども、いざ負担となると、なかなかまた足りないわけでありまして、そういった面で基金と言いますか、繰り入れなども含めながら検討も加えてきたんであります。現時点では引き下げる、あるいはまた伸びを低く抑える方法については、なかなか良い案ができていないのが現状でありまして、このようなことのまず予算を組ませていただいたわけでありまして。ただ、私は介護保険は、これは広く施設のあるところ、また、大きい町、小さい自治体等もございまして、この制度も私は全県1本化すべきだというようなことで、国の方にも申し上げておりますし、これは町村会の中でも取り上げて、そのような今、働きをしているところでございまして。これは質問にはございせんが、国民健康保険も同じでありまして、こちらの方も県1本にするべきだというようなことの要望活動をしておりまして、これらについては国の方でも、その考えに

については理解を示して、今国会で一部改正が通るかと思うんでありますが、ただ、これは県そのものがどうつながるかになってきますので、県の方の姿勢、対応がまた重要になってきます。それらについては、県の方にも県1本化の話については、町村会などを通じながら機会を作って要望しております、介護保険も同じくこのような状況は当然想定されるわけでありまして、今回、川俣町も1人平均しますと5,200円ぐらいになるというような試算でありますけれども、上げ幅から言えばよその市町村でも大きな上げ幅をせざるを得ない。5,000円を超さないようにせざるを得ないというような状況が顕著に今回は表れているのが、それぞれの介護保険の特徴かと思っております。そんな意味では議員お質しのとおり、今、川俣町は原発の被害を受けてですね、全町民が被害者だと、我々もそう思っております。そんな中で、一方ではこのような負担をさせるのかということについては、なかなか私どももつらい面があることは同じでありまして、この負担の軽減については、これからも十分検討を更に加えていかなくちゃならないと思っているわけですが、現時点でこの予算編成にあたりましては、このようないくつかの案も考えながら、今回の提案に至ったということでございますので、十分検討については加えながらの予算編成になりましたことを申し上げまして、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。制度そのものからいけばねこういうことになるんだと。いわゆる結果から見れば、制度を当局としては守ったんですと。これ以上手だてはないんですということなんだと思うんですね。しかし、今ね具体的にいろいろ言いたいことはいっぱいあるんですがね、例えば介護保険については、働いている人の給料が低すぎるから大変だと、国がやっぱり給料アップのために出した補助金は、今年度はばっさり削ると。これは全部保険料にかかってくるんですよ。政府がやっていることが全くでたらめだからこういうことになってくるわけですが、だからといってね川俣町例えば所得水準で見ても、県内で下から何番目という所得水準ですよ。そこの介護保険料が県内トップだなどという、こういうね姿での行政というわけにはいかないんじゃないかと思うんですね。だから、本当にみんな原発の被災者だと言うならば、特例やなんかも使ってですね、介護保険についてはほとんどの年配者がみんな苦勞しているわけですよ。ほとんどは年金の中から結局払わざるを得ないというのが、この介護保険の特徴ですよ。そういう人たちにそんな負担をかけるということ自体ね、やはりこの町民の姿をきちんと見定めていない行政のやり方んじゃないかと思うので、これいろいろ手だてはあると思うんですね。負担をやはり軽減すると、介護保険はやっぱり施設を造ったということで、雇用やなんかも増えていることは確かだと思うし、町に良い影響を及ぼしていることだけは確かなんですよ。だから、それを全部保険料として掛けるのではなくて、そこをなんとか手だてを取って、行政の手だてでやはり保険料に反映しないような方向での検討というのは、これはできると思うんですよ。だから、こ

れ恐らく厚生常任委員会の中やなんかでも、こんな値上げ認められないべという声が出ているんですね。そういうものをきちっとやはり議会の中の声やなんかも反映して、再検討することやなんかも含めてやっていかないと、ただ、政府がこうなんです、県がこうなんですと言っていれば、何の解決にもならないと思うので、その辺について再度ねこの保険料についての引き下げの問題について、再検討する考えがあるかどうか聞いておきたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員のお質しの件につきましては、今、ここで引き下げしますよという返事はできないわけでありましてけれども、また、そういった状況なども鑑みながら、これから具体的な課税時期が来るわけでありまして、そういった時期までいろいろと多面にわたって更に検討を加えながら、この引き上げを何とか抑えることができないかについては再検討を加えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ町長がね再検討を加えるということですが、ただ、例えば条例の改正が出されて、これがじゃ賛成しますよとなれば、検討を加えたって何したって、これ条例を執行するのが町当局のお役目だから、これはどうにもならないんですね。だったら、検討を加えるということであればね、この条例を撤回して、再度みんなで協議をすとか、この予算の中身についても再検討するという姿勢にならないと、言葉だけやられても、議会としては対応のしようがないんですね。高すぎて大変だから、住民の立場考えたら、これは賛成できないということになるのか、だけど、町民にやっぱり負担かけるのしようがないから、じゃ賛成するかという、ここきりないんですよ我々の立場としては、そこを何とかより良い手だてを打つためには、この条例の改正、この保険料の改定を撤回して検討するというようなことになれば、これはいろいろみんなで知恵を出し合ってやれることもあるんじゃないかと思いますが、ただ、これはこれで引き下げる考えありませんということになれば、議会を通すか通さないかだけの話になっちゃうので、その辺のことを具体的にお示しいただきたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 本予算については、当初予算の中で出していくようになっておりますが、本算定の時期がきますので、本算定するときにも改めてその内容については検討を加える時期がありますので、それまでの検討についてですね続けていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。これで答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。2番。

○2番（高橋道弘君） 私もこの引き上げが前提になって、この予算には賛成しかねるんですけど、それで、いつもの町の方は前は出すようなことを言っても、出さないんだけど、例えば特区とあるじゃないですか、今の制度上ね、例えば介護保険に持ち出して悪いの良いの、これは分かりますよ今の現行制度は。けども、例えば特

区構想の話だって、我々議会には全然示してないわけね。前から要求しているんだけど、どういう特区が認められて、どういうことできるんですかと。だから、その手法の問題、手法の問題を本当は考えて提案するのが、私は行政執行上の一番の仕事だと思うんですよ、事務レベルの。こういう組み合わせしてこうやってこうやったらできるとか、そういう工夫が全く感じられないんですよ。ただ計算したらばこうなりましたと。それは、そのとおりですよ。けども、じゃ、今ある被災地であるということのマイナス面をプラスにどう生かすのかということから言って、じゃ、特別に認めてくれないかと、川俣町については被災でみんな大変なんだから、一般会計から補てんするということは認められないのかと、そういう特区というのは認められるのか認められないのか私分かりませんよ何回言っても資料くれないんだから当局の方がこれ。そういうことは可能なんですかねどうなんですか、これ聞きたいです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、特区の中にですね、今、議員から言われたように、こういったものについても入れることが、こういう状況の中を鑑みてですねできないのかということ調べるべきだということでもありますので、これ十分調べさせていただきます。今現在、私の手もとのところではですね、その該当するかどうかまでの資料は持っておりませんので、あと調べて答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 結局ね私が質問すると、さっきの一時借り入れもそうなんだけど、タイムスケジュール的に合わないのかと、うまくいくんですかと私聞いているわけですよ。だから、それ資料作ってくださいと言っても出さないでしょう。特別特区構想の話だって、何回も前から言っているわけじゃないですか。どういうことが認められて、どういうことができるのか、その制度の中身をくださいと何回も言ってますよ。肝心なことは出さないで、その答弁だけで逃げているわけでしょう。だから、検討していないから出せないわけじゃないですか、そういうことを全く検討していなかったわけでしょう今まで。私が言うまで。だから、検討していないから出せないんだから検討するだけの材料を我々に与えてもらわなくては、審議にならないんじゃないですか。だから、議長のところで出してくれるように言ってくださいと、さっきの表もこのことも、それが前提で、ああしょうがないとか、じゃやむを得ないとかどうかと判断するわけだから、資料出さないで審議してください、賛否だけ採ってくださいという話にはならないでしょう、議長。是非お取り計らいを。

○議長（新関善三君） 前段の資料、そして、特区の資料をですね揃えて出すように、議長名で議長が当局にお願いします。今日は間に合わないかどうか。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。4時30分まで。

（午後3時48分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後4時30分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 議員からの要求資料、時間がまだかかるとのことでございますので、再度ここで暫時休議をさせていただきます。

(午後4時33分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 (午後5時21分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 議員から請求のありました特区法の資料、それにキャッシュフローの一覧表がお手もとにありますので、細部にわたりましては、特別委員会の中で十分審議していただくことをお願い申し上げます。

○議長（新関善三君） 2番

○2番（高橋道弘君） いいですか。まず、キャッシュフローと言わないんだから、こんなのは資料回収してください、事務の流れなんだから。キャッシュフローというのは、現金で具体的に間に合うか間に合わないかというのがキャッシュフローなんですよ。それが1つ。

あとね、今もらったこの特区の問題なんですけど、今、議案はそっちなので、右下3ページというところに、左側に住宅産業、まちづくり、医療、福祉との各分野にわたる規制、手続きの特別、こういうことが書かれているんです。こういうところでは、だから特区を認めてもらえないんですかと。そういうことを検討したんですかと。単に介護保険料割り算していったらこうなりますではなくて、だれが見たって一般会計から持ち出さない限りは上げるしかないということは、だれが見たって明らかなことなわけですよ。けども、こういうところで特区があるんだとすれば、そういったことを国とやりあって、どうしても認められなかったんだと、そういう事実経過はあるんですか。ないんでしょう、簡単に言えば、何もやっていないんだから。だから、そういうことも含めて、議会では早くからこれを出してくれよと言っているわけでしょうに。ところが、3か月経ってやっと持ってきたわけでしょう、これ。本会議で言ったからしょうがなくて。だから、こういうことをちゃんと検討して、最大限の努力を払うことが、皆さんのお仕事でしょうと言うの。さっき雑談で言ったけど、いいかい、地方財政法の第3条の第2項には、地方公共団体

はあらゆる資料に基づいて、正確にその財源を補足し、予算のあらましにここだけ書いてある。しかし、その後あるんだよ。かつ経済の現実に対応して、その収入予算と書かれているじゃないですか。経済の現実というのは、各家庭だって含めてそうでしょう。だから、被災を受けて大変になっている町民にですよ、税金だけ上げます。町民に返すべきものは、1年遅れでやりますという話になっているわけでしょう川俣町は。だから、財政法上の趣旨から言ったら、あらゆること努力するのは、皆さんの仕事でしょう。だから、そういうことをこれやったんですかというのが1つ。

やっていないのなら、これからやって出せるんですか、この議会中に。審議、採決はすぐなんですよ、だって。一般質問終わったら、補正予算も条例も審議、採決するわけじゃないですか。それまでにちゃんとした経過なり、事実関係を出せるんですか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2番 道弘議員の質問にお答えします。介護保険のところにつきまして、今、お質しのように検討していない経過があることはそのとおりでございますので、今後ですね、これらについて早急に検討を加えて、どのような方法があるのかを確認をしながらですね、今議会中に皆さんにその報告も加えて、また、報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 除染事業にかかる交付金等の流れ、確かに金額を記載しておりませんで、大変申し訳ございません。ただ、県の方との確認の中で、川俣町はどのぐらいの除染費用がかかるということで、事前に総額については県の方に報告をしてございますので、その範囲であれば、全額概算払いも可能だということで連絡が来ておりましたので、全額概算払いの対応も含めて、今後の除染作業を進めるうえでは進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 今ね財政課長そう言う。だったら、この金の流れ全然違うじゃないですか。

○議長（新関善三君） 質問者に申し上げます。

大変あれなんですけど、3回の質問が終了してございます。

○2番（高橋道弘君） 3回目でしょう。3回目でしょ、なんで4回目なの、3回目でしょ、遠藤さん喋ったあと2回しかやってないよ。でたらめでしょう。だって、概算払いから始まったらいでしょうに。なんで契約金が30%県に請求と書くの。全然文書で出したことと答弁したこと違うこと言って、当たり前だと思っているんですか、皆さんは。虚偽の書類だべした、そしたらこれは。こういう手続きはしないということでしょ、今言ったのは。そんなことで、仕事できるわけじゃないんですか、言うたんび違うこと言って。撤回してくださいよ。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 説明が漏れましたけども、まず、委託契約にかかる前払い金の場合は30%という規定がございましたので、左側には30%というふうに通常一般的なルールを書いてございましたが、左側の一番下のところに当該交付金は、全額概算払いが可能ということで、これは全額も含めて対応だということ、通常の3割の前払い金の場合と、あと一番下を見ていただければ、交付金の全額払いも可能ということでどちらも記載したつもりでございましたので、ちょっと説明の方は大変不足して申し訳ございませんでしたが、そういったことで当該交付金の全額概算払いについても記載をしておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（不規則発言あり）大変失礼しました。申し訳ございませんでした。一般的なルールで、その残りの7割ということで記載してしまいましたので、それは全額通常のルールとまた、全額概算払いの方法についても記載したものを作成したいと思ひます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25，議案第18号「平成24年度川俣町介護保険特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第26，議案第19号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第19号 平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26，議案第19号「平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第27，議案第20号「平成24年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第20号 平成24年度川俣町水道事業会計予算

について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27，議案第20号「平成24年度川俣町水道事業会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第28，議案第21号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案第21号 平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28，議案第21号「平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第29，議案第22号「平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江康宏君） 議案第22号 平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29，議案第22号「平成24年度川俣町奨学資金特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第30，議案第23号「平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 議案第23号 平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30，議案第23号「平成24年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第31，議案第24号「平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第24号 平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
2番。

○2番（高橋道弘君） あのですねこれ収入は土地貸付収入なんだけど、全部の財産区 そうだと思っんですけど、結局放射能で汚染されて価値がないわけじゃないですか、土地の財産もね、山も売れないわけですよ。そういった中で、従前どおりお金をもらいますという考え方は、逆に言えば町ですよ、東電なり、国に対して固定資産の減免とか議会も要求しているし、固定資産税もそのまま徴収するのはおかしいんじゃないかということ言っているわけですけども、そういう議論はなさって、このすべての会計の予算は挙がってきているんですかね。数字から言えば、東電にその分請求するというのが、私は筋だと思っんですけど、そういう議論はなさって、この予算は挙がっているんですか。どういう整理をなさっているのかお聞きします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 現在、そういう話はしてございませんで、今後、そういう話で話を進めていきたいと思っております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31，議案第24号「平成24年度川俣町小島財産区特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第32，議案第25号「平成24年度川俣町飯坂財産区特

別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第25号 平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32，議案第25号「平成24年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第33，議案第26号「平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第26号 平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33，議案第26号「平成24年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第34，議案第27号「平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第27号 平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34，議案第27号「平成24年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第35、議案第28号「平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第28号 平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第28号「平成24年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

（「議事進行」という声あり）

○14番（遠藤宗弘君） これで当初予算についての付託質疑は終わったんだと思うんですが、ただ、私の記憶では、議案第16号についての付託はまだやっていないと思うので、このまま議会を終わると、この一般会計予算については、委員会でも審議できないと思うので、その辺の正常な議会の運営を求めたいと思うんです。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） すみません。ここで暫時休議をさせていただきます。

（午後7時01分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後7時41分）

大変議長の手落ちで申し訳ありませんでした。只今、会議記録を確認しましたところ一般会計当初予算につきましては、質疑終了過ぎたまま、次の日程に入ってしまった。したがって、日程第23議案第16号平成24年度川俣町一般会計予算を予算審査特別委員会に付託することにご異議ありませんか

○14番（遠藤宗弘君） いいですか、あの、議会は議事次第にもとずいて運営されるんですね、議了したものは、そこに戻するためにはどうゆう手続きが必要なのかその事をきちんと説明なしになんでもありと言うことには議会は行かないと思うんですよ、その件について局長なりなんなりからきちんと説明してもらわないとそういう訳に行かないんじゃないかと思うんでその辺はつきりさせてもらいたいと思います。

○議長（新関善三君） 暫時休議させていただきます。 （午後7時42分）

○議長（二関善三君） 大変申し訳ありませんでした。只今、議会運営委員会を開きまして協議していただきました。議会運営委員長より説明を頂きます。

○議長（新関善三君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会の結果を報告いたします。

ただ今議事進行のありました件について、県議長会及び県に確認いたしましたところ、日程第23、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」は質疑を終了したところで次の日程に入りましたので、日程に、議案の付託を追加することが適切であるという助言をいただき、議会運営委員会でも検討した結果、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」の付託について、日程に追加することが適切であるという結論になりましたので、報告いたします。

○議長（新関善三君） 誠に申し訳ありませんでした。おはかりいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のとおり、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」を予算審査特別委員会に付託する日程を追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、日程を追加することいたします。

（追加日程配布）

○議長（新関善三君） 追加日程第2、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」（付託）を議題といたします。

議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」を予算審査特別委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認め、議案第16号「平成24年度川俣町一般会計予算」は、予算審査特別委員会に付託することといたします。

誠に申し訳ございませんでした。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第37、議案第29号「川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第29号、川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について

川俣町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏名	住所	生年月日
武藤 昭一 <small>むとう しょういち</small>	川俣町字新中町73番地	昭和19年 2月21日

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求めるものである。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第38, 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長(古川道郎君) 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員の候補者にすいせんしたいので、意見を求める。

氏名	住所	生年月日
寺島 武 <small>てらしま たけし</small>	川俣町大綱木字久木7番地	昭和19年 3月 8日

平成24年3月8日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものである。

○議長(新関善三君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長(新関善三君) 以上で本日の日程は終了いたしました。大変申し訳ありませんでした。これから各常任委員会を開催していただき、委員会の日程等について協議願います。

なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日9日は、議案調査のため、休会といたします。10日は土曜日、11日は日曜日

のため、休会いたします。12日、月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後7時53分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 署名議員 高橋真一郎

同 署名議員 鳴原利光